

年会費改定のお知らせ

一般財団法人山梨社会保険協会は、昭和26年設立以来、事業主をはじめ被保険者及びそのご家族の方々の福祉の向上、健康保持増進を目的とした各種事業と、社会保険制度の普及促進、円滑な運営に寄与するための広報活動に取り組んでいく中、これらの事業の拡充等に伴って財政需要が大きくなってまいりました。これまで昭和59年から会費を値上げせず据え置いたまま現在に至っておりますが、令和2年度正味財産増減計算書に記載しておりますとおり、十数年来、慢性的な財源不足が続く中、これまでの赤字経費については、積立金を取崩し補ってまいりました。今後活動をさらに充実、発展させるための財政基盤の確立が喫緊の課題となっている中で、積立金の取崩しには限界があること、昭和59年から会費の値上げを一度も行っていないこと等の理由により、令和3年5月に開催された第34回評議員会において下記のとおり年会費改定（令和4年度会費から施行）について提案し、承認されましたのでお知らせ申し上げます。

会員事業所さまには負担増となり、コロナ禍で先が見えない状況の中、誠に心苦しく存じますが、当協会が諸活動をさらに充実させ、会員の皆さま方に一層の貢献ができますよう、年会費改定にご理解いただくとともに、ご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



年会費改定：令和4年度会費から施行

算 出 基 準	現行年会費（円）	改定年会費（円）
1人 ～ 9人	1,600	3,000
10人 ～ 19人	2,400	4,000
20人 ～ 29人	3,200	5,000
30人 ～ 39人	4,000	7,000
40人 ～ 49人	5,000	9,000
50人 ～ 69人	6,500	12,000
70人 ～ 99人	9,400	16,000
100人 ～ 199人	14,300	22,000
200人 ～ 299人	19,000	30,000
300人 ～ 399人	23,000	38,000
400人 ～ 499人	28,000	46,000
500人 ～ 599人	35,000	54,000
600人 ～ 799人	44,000	64,000
800人 ～ 999人	53,000	74,000
1,000人 ～	61,000	84,000

*なお、健康保険組合加入事業所につきましては、組合会員となるため年会費は半額とさせていただきます。

お問い合わせは（一財）山梨社会保険協会 へお願いします。